

随意契約理由書

工事名称： 南大阪湾岸流域下水道 泉北送泥ポンプ場外 監視制御設備外工事

工事場所： 堺市中区八田西町地内 外

本工事は、南大阪湾岸流域下水道泉北送泥ポンプ場外自家発電設備工事に伴い設置する自家発電設備の運転に必要な監視制御設備及び受変電設備の機能増設工事である。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、泉北送泥ポンプ場外用に特別に設計・製作されたものであり、監視制御設備における独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）、受変電設備における母線の定格電流や絶縁耐力、充電部の離隔距離、盤内取付器具の配置や保護協調など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って、本工事を実施するには、当該システムの設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識等が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、当該システムの設計・製作・据付を実施した株式会社明電舎関西支社以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。